

せいりばんごう 整理番号	11-4	そうだん 相談レベル	3
ぶんるい 分類	きんきゅうじ 緊急時		
こうもく 項目	たいほ しゅうよう 逮捕・収容されたとき		
ないよう 内容	たいほ しゅうよう まも じんけん 逮捕・収容されても守られるべき人権		

1 想定される質問の背景

○ 家族や友人が警察に被疑者として取調べを受けている。

2 基本的な質問と回答

相談者 家族(友人)が警察に逮捕され、心配です。

回答者 日本では犯罪被疑者のために国選弁護士を選択する制度がありますが、これは被疑者が起訴されてからでないと利用できないために、被疑者の人権を守るために全国の弁護士会が当番弁護士制度を設けています。被疑者やその家族、友人などが弁護士を頼みたいと申し出れば、その時当番になっている弁護士が警察にかけつけ、初回の接見を無料で行うことができ、防御の手段等のアドバイス、法律相談、弁護の依頼を行なうことができます。通訳が必要な場合には、その旨を申し出てください。

⇒ 当番弁護士・司法書士・行政書士制度 5-3-3へ

相談者 どのように申し込めばよいのですか？

回答者 本人が依頼する場合は、警察官、検察官または裁判官に「当番弁護士を呼んでほしい。」とってください。そうすれば、これらの機関が弁護士会に連絡し、当番弁護士が派遣されることになっています。家族や知人の方の場合は、横浜弁護士会に電話してください。弁護士を選任するのが、経済的に困難な人は弁護士費用扶助制度がありますし、また起訴後には国選弁護士制度があります。横浜弁護士会の次の窓口とよく相談してください。

⇒ 横浜弁護士会刑事弁護センター

電話045-212-0010(時間外でも24時間留守番電話で受付けています)

<http://www.yokoben.or.jp/consultation/detective/index.html>

⇒ 横浜弁護士会 13-8-1へ

3 派生する質問と回答

相談者 友人はオーバースティが発覚して警察に逮捕されたのですが、その場合でも、当番弁護士制度は利用できますか？

回答者 出入国管理及び難民認定法違反で警察に逮捕されたような場合でも、当番弁護士制度は利用できます。

メモ欄
